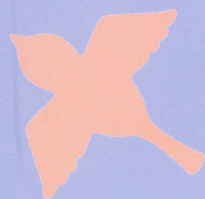


DV

ドメスティック・バイオレンス

あなたは悪くない



和歌山県男女共同参画センター

リィぶる



はじめに

DV（ドメスティック・バイオレンス）という言葉は…
初めて耳にした人も
暴力に悩んでいる人も
被害にあっている人を知っている人も
一緒に考えてみましょう。

この冊子を通して、DVのことを認識していただくと同時に、
DVで苦しんでいる人たちへの支援と問題解決の糸口として

「あなたは悪くない」という

強いメッセージをお伝えできれば幸いです。

もくじ contents

● DV ってなに？	3
● 数字から見てくるもの	4
● DV の誤解・思い込み Q&A	5・6
● 具体的な暴力の例	7
● DV のサイクル	8
● もしもあなたが悩んでいたら	9
● もしもあなたが相談されたら	10
● 相談機関・窓口	11・12・13
● 緊急時は 110 番・最寄りの警察署一覧	14
● DV 防止法	15
● ひとり親家庭に関する福祉 1 生活資金、2 医療	16
● “ 3 住居、4 仕事	17
● “ 5 子育て支援	18

DV(ドメスティック・バイオレンス)ってなに？

DV(ドメスティック・バイオレンス)とは…

配偶者や恋人など、親密な関係のなかにおきる暴力を意味します。
同居・別居、関係の深さや長さ、異性間・同性間に関係なくおこり、被害者の多くは女性ですが(※)、男性が被害者になることもあります。

今までは
「プライベートな問題」「痴話ゲンカ」と片付けられたり、
「あなたも悪いところがあったのでは？」
「そんなことくらい我慢すべき」
と言われたりしました。

でも、はたしてそうでしょうか？

見知らぬ人に暴力をふるうと犯罪なのに
家庭の中や、交際中の相手に対してふるった暴力は罪に問われず黙認される？
そんな道理はどこにもありません。

また、被害や当事者だけにとどまらず、
その子供に対しても重大な影響がみられる人権侵害なのです。

(→5 ページ DV の誤解・思い込み Q&A Q3)



(※)

家庭や職場などでの男女の固定的な役割分担・経済力の格差などの社会構造に加えて、「男性の方が女性よりも上」「妻は夫に従うべき」など、過去から残っている女性差別の意識も背景にあって、DV 被害者の多くは女性が占めています。

これはDV だけに限らず、性犯罪・買春・ストーカー行為・セクシャルハラスメントなどのさまざまな暴力に共通しています。

これら「女性に対する暴力」は、基本的人権の侵害であり、個人的なことではなく、社会の問題として対処する必要があります。

数字から見えてくるもの

DV は親密な関係のなかでおきるため、外からは見えにくいのですが、調査によりその実態があきらかにされつつあります。

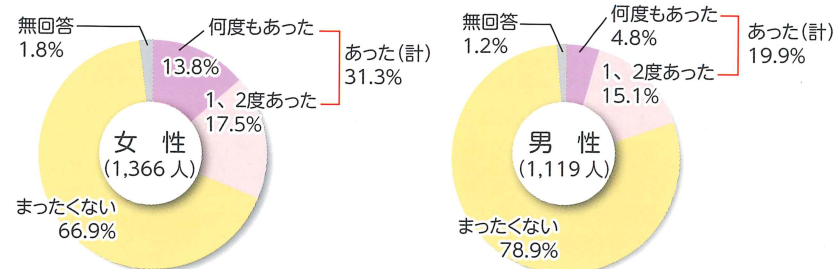
● 配偶者による暴力の被害経験

国の調査によると、DV にあたる行為の被害経験のある人は、女性では 4 人に 1 人以上となっています。

1 割以上の人が、そうということが何度もあったと答えています。

アンケート調査による被害経験

配偶者(事実婚や別居中の夫婦、元配偶者も含む)から「身体的暴行」「心理的攻撃」「経済的圧迫」「性的強要」のいずれかを 1 つでも受けたことがある。

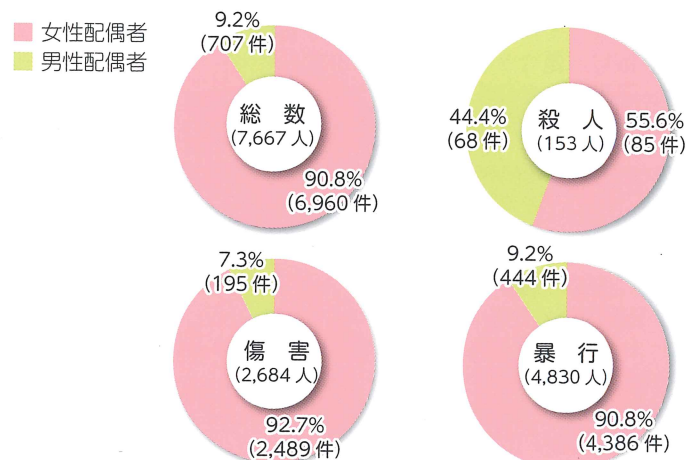


資料出所：内閣府「男女間における暴力に関する調査」(平成 29 年度)より作成

● 配偶者間(内縁を含む)における暴力の検挙件数

平成 30 年の警察庁調べによると、配偶者間の暴力事件では、加害者の 9 割超は男性です。

配偶者間(内縁を含む)における犯罪の被害者(検挙件数の割合)



資料出所：男女共同参画白書(令和元年版)より作成

DVの誤解・思い込み Q&A

DVに対してはさまざまな誤解・思い込みがあります。
それが被害者をさらに傷つけたり、解決をむずかしくしています。

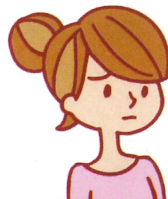
Q1 DV=夫婦げんか？

A 価値観は人によって違って当然ですし、意見が合わなくてケンカになることはどこの家庭でもよくあります。お互いに言いたい事が言え、安心して「ノー」が言えるなら対等な関係です。ところがDVが起きている家庭では、上下関係が固定化し、一方が強い恐怖心を与えることによってもう一方を支配しているので、安心して「ノー」が言えません。

Q2 殴る・蹴るはしないけど…？

A 暴力とは、殴る・蹴るなどの身体的なものだけではなく、言葉・態度などによる精神的暴力、生活費を渡さないなどの経済的暴力、付き合いを制限する社会的暴力、望まない性行為を強要する性的暴力、子供を利用した暴力などさまざまです。これらの暴力が組み合わされることで、被害者の人格や安全は脅かされ、強い恐怖心が植えつけられます。

(→7 ページ 具体的な暴力の例)



Q3 子供のことは可愛がっているけれど…？

A 子供への直接の暴力がなかったり、実際に暴力をみていなくても、子供は気配や空気を敏感に感じ取り、傷つき不安におびえます。これは、子供が安全に安心して暮らすことが出来ないという点で虐待にあたります。



Q4 何度くらい暴力をふるうとDV？

A 暴力の頻度や回数ではなく、上下関係を利用して、自分の思い通りにコントロールしようとする支配行動そのものがDVです。たった1回の暴力であっても、それ以降、一方が恐怖心を抱き、相手の顔色をうかがいながら、緊張した日常生活を過ごしているのであれば、それはDVなのです。



Q5 相手を怒らせてしまう側にも問題があるのでは？

A ストレスや怒りの感情は誰もが持つものですが、それをどのように表現するかはその人が選んでいるのです。暴力でない方法で伝えることもできるはず。被害者が「怒らせるから」暴力をふるわれるのではなく、加害者が「暴力をふるってでも相手を思い通りにしてもいい」と思っているから暴力になるのです。暴力はふるう側に問題があり、また、その目的はコントロールなので、暴力の口実にルールはありません。被害者に「怒らせないように」と求めるのは、動き回りの当て続けると言うのと同じです。

Q6 暴力を振るうのは特別な人だけ？

A DVの加害者は、誰に対しても暴力的なわけではありません。彼らは暴力をふるう相手や場所を選んでおり、職場や地域など家庭の外では人当たりのよい優しい人で通っていたりします。もちろん、社会的地位・経歴・職業・年齢などもさまざまです。

Q7 なぜ離れないの？

A 被害者は自分のせいで暴力が起こったと思い込みがちです。また加害者が暴力の後、一転して優しくなったり、謝ったりするので愛情をもって接すれば暴力は収まると希望を持ちます。

(→8 ページ DVのサイクル)

しかし暴力は継続し、なすすべのない状況の中で被害者は次第に無力感や絶望感によって、本来持っている力を発揮できなくなっていくます。また、安全な避難場所が少ないことや、逃げた後の経済的不安、子供には父親が必要という社会通念なども、「離れたい」という気持ちをためらわせてしまいます。

Q デートDVって？

A 恋愛関係(別れた恋人も含む)における暴力をさします。従来の「DV」という言葉が、おもに結婚・同居している配偶者やパートナー間でおきる暴力を意味していたのに対し、「デートDV」とは、特に10代から20代の若いカップル間での暴力を意味します。若い時からDVに気づき、問題を通して人権意識に敏感な人となるよう、啓発・防止教育の取り組みが始まっています。

※詳しくは、「りいぶる」啓発パンフレット

「もしかして、デートDV? 知ってほしいな、ホントに大切なコト」をご覧ください。

具体的な暴力の例

DV は、殴る・蹴るといった身体的暴力だけでなくさまざまな形をとってあらわれます。

●身体的暴力

殴る、蹴る、突き飛ばす、つねる、物を投げる、タバコの火を押し付ける、首をしめる、引きずり回す、髪を引っばる、熱湯をかける、顔を水に沈めようとする など

●性的暴力

望まないセックスを強要する、避妊に協力しない、嫌なポーズや性器具を強要する、アダルトビデオやポルノを無理やり見せる、望まない写真・画像を撮る など

●精神的暴力

「馬鹿だ」「変だ」「何も知らない」「お前のせいだ」「だれのおかげで食べられるんだ」などと罵ったり怒鳴ったりする、わざとため息ばかりつく、何を言っても無視する、他人と比較してけなす、殴るふりをする、妊娠や病気のとくに冷たくしたり関心を示さない、「死ぬ」「別れる」と言う、ペットを乱暴に扱う、大切なものをわざと壊す・捨てる など

●経済的暴力

生活費を渡さない、お金の使いみちをチェックする、収入や財産について知らせない、借金を負わせる、金銭を要求したり勝手に個人の預貯金を使う など

●社会的暴力

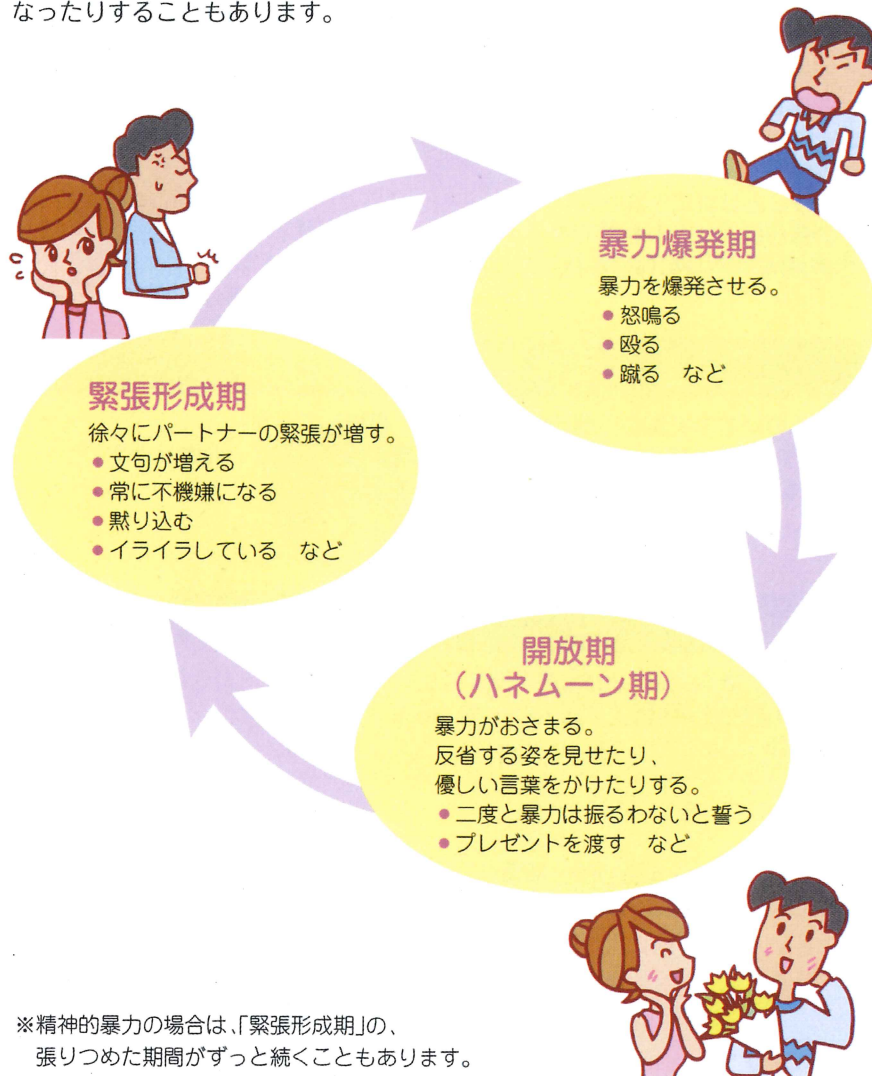
働くことに反対する、親・兄弟・友人との付き合いを禁止する、外出を制限する、行動を監視する、勝手に携帯・スマートフォンの履歴やメールをチェックしたりデータを消去する、服装・髪型に指示を出す など

●子供を利用した暴力

「母親失格」「しつけがなってない」と責める、子供の前で暴力をふるう、子供への暴力をほめめかす、子供に対し強い叱責や体罰を行うよう強要する、子供に悪口を吹き込む など

DV のサイクル 「真の姿」と「仮の姿」

ほとんどの加害者は、とても乱暴であったり、一転して反省したり、別人のように優しくなったり…ということを繰り返します。
多くの場合、このサイクルを重ねるにつれ暴力の度合いが激しくなります。
また、コントロールがすすむと、徐々に開放期(ハネムーン期)が短くなったり、なくなったりすることもあります。



もしもあなたが悩んでいたら…

●あなたが悪いではありません

暴力で苦しんでいるあなた。

それはあなたのせいではありません。

自分が悪いから暴力を受けたのだと思っていませんか？

顔をうかがいながら、びくびく生きていませんか？

夫婦だから、恋人だからと

暴力をふるわれてもいい訳はないのです。

みんな安全で、自由に暮らす権利があるのです。

何があっても暴力は悪いこと。

あなたの毎日を

暴力で奪うことは誰にも許されません。

あなたの毎日はあなたのものです。

我慢せず、あなた自身の毎日を探してみませんか？



まずは専門機関へ相談を

問題があるのは暴力を振るう側です。思い切って相談してみましょう。

話をするだけで心が軽くなったり、気持ちが整理されていくこともあります。

また、知らなかった情報を得られることもあります。

(→11~14 ページ)

いざという時のため

危険になったときのために「どこへ・何を持って行くか」考えておきましょう。

前もって、相談機関や信頼できる人と一緒に検討してみませんか。

①隠れる場所

②お金

③カギ(スベアキーをつくっておく)

④着替え

⑤健康保険証・通帳・年金手帳・印鑑

⑥あなたにとって大切なもの など



もしもあなたが相談されたら…

被害者にとってDVのことを打ち明けるのは、

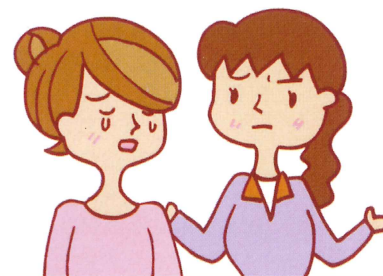
想像より、はるかに、はるかに勇気のいることです。

この勇気に報いるため、私たちに何ができるのか考えましょう。

- 話をしっかりと受け止める。
- 「あなたは悪くない」「自分をせめないで」など悪いのは暴力を振るう側であることを、あなたのことばで伝える。
- 被害者と子供の安全を確認する。
- この冊子を渡すなどして、専門の相談機関があることを知らせる。

気をつけてほしいこと

- 「あなたも悪い」などと非難するのは、被害者をさらに傷つけてしまいます。
- 「それ位のことで」「子どものために我慢したら」など、考えや意見を被害者に押し付けないようにしましょう。
- からかったり、冗談でごまかしたりしないようにしましょう。



DV被害者を支援する各種機関があります。

(→次ページ～)

DVは、容易に解決できる問題ではありません。

相談を受けた人は、ひとりで解決しようとせず、この冊子を渡すなどして、専門の相談機関があることを伝え、利用を勧めてください。

*緊急時には、警察に連絡してください。

相談機関・窓口

和歌山県男女共同参画センター



りいぶる相談室

●相談受付専用ダイヤル TEL.073(435)5246

和歌山市手平2丁目1-2 県民交流プラザ 和歌山ビッグ愛 9階

※月曜・祝日・年末・年始(12/29~1/3)休み

※相談料は無料

※秘密は守ります

総合相談

家庭や職場のこと、生き方への不安など自分らしく生きるうえでまたげとなるさまざまな悩みや相談に女性相談員が応じます。

●電話相談

火~土曜日 9:00~20:30(受付は20:00まで)

日曜日 9:00~17:00(受付は16:30まで)

●面接相談(要予約・女性のみ)

火~土曜日 9:00~17:30(受付は16:30まで)

日曜日 9:00~16:00(受付は15:00まで)

カウンセリング

女性が抱えるこころの問題に女性カウンセラーが応じます。

●面接相談または電話相談(要予約・女性のみ)

●毎月第2・第4金曜日 13:00~15:40

※1日3人、相談時間は1人40分

法律相談

夫婦、財産相続、金銭問題等、女性にとって身近な法律上の問題に女性弁護士が応じます。

●面接相談(要予約・女性のみ)

●月4回程度(不定期) 13:00~14:50

※1日3人、相談時間は1人30分

男性相談

男性のための電話相談です。

職場のストレス、夫婦・家族・人間関係の問題に男性相談員が応じます。

予約優先です。(匿名可)

●電話相談(男性のみ)

●毎月第2水曜日 16:00~20:00

(受付は19:30まで)

※相談時間は1人40分

相談機関・窓口

注) 面接相談は要予約

※窓口によっては電話による相談のみ受付けています。

和歌山県子ども・女性・障害者相談センター(女性相談課)

TEL.073-445-0793

9:00~17:45

(土・日・祝休み)

電話相談 9:00~21:30

(年末年始休み)

DV被害者支援センター(紀南DVセンター)

TEL.0739-24-3322

毎日24時間

海草振興局健康福祉部

TEL.073-482-0600

9:00~17:45

(土・日・祝休み)

海南市大野中939

那賀振興局健康福祉部

TEL.0736-61-0047

9:00~17:45

(土・日・祝休み)

岩出市高塚209

伊都振興局健康福祉部

TEL.0736-42-5440

9:00~17:45

(土・日・祝休み)

橋本市高野町

名古曽927

有田振興局健康福祉部

TEL.0737-64-1294

9:00~17:45

(土・日・祝休み)

有田郡湯浅町湯浅2355-1

日高振興局健康福祉部

TEL.0738-22-3481

9:00~17:45

(土・日・祝休み)

御坊市湯川町財部859-2

西牟婁振興局健康福祉部

TEL.0739-22-1200

9:00~17:45

(土・日・祝休み)

田辺市朝日ヶ丘23-1

東牟婁振興局健康福祉部

TEL.0735-22-8551

9:00~17:45

(土・日・祝休み)

新宮市緑ヶ丘2-4-8

東牟婁振興局健康福祉部・串本支所

TEL.0735-72-0525

9:00~17:45

(土・日・祝休み)

東牟婁郡串本町西向193

財団法人和歌山県人権啓発センター(人権ホットライン)

TEL.073-421-7830

9:00~16:00

(土・日・祝休み)

和歌山市手平2-1-2

和歌山ビッグ愛2F

和歌山県精神保健福祉センター(こころの電話)

TEL.073-435-5192

9:30~12:00

13:00~16:00

(土・日・祝休み)

和歌山市手平2-1-2

和歌山ビッグ愛2F

相談機関・窓口

注) 面接相談は要予約
※窓口によっては電話による相談のみ受付けています。

和歌山県子ども・女性・障害者相談センター（子ども相談課） 9:00～17:45
(土・日・祝休み)

TEL.073-445-5312

紀南児童相談所 9:00～17:45
(土・日・祝休み)
田辺市新庄町 3353-9

TEL.0739-22-1588

紀南児童相談所・新宮分室 9:00～17:45
(土・日・祝休み)
新宮市緑ヶ丘 2-4-8
東牟婁振興局内

TEL.0739-21-9634

和歌山県国際交流センター 10:00～17:00 (水・祝休み)※相談は要予約
●日本語・英語・中国語…休館日以外毎日
●フィリピン語…月・木・土 (16:00 まで)
和歌山市手平 2-1-2 和歌山ビッグ愛 8F

TEL.073-435-5241

性暴力救援センター和歌山「わかやま mine」 9:00～22:00
(受付は 21:30 まで)
緊急避難など緊急医療は 22:00 まで
(県立医科大学附属病院内)

TEL.073-444-0099

和歌山市市民相談センター 9:00～16:00
(土・日・祝休み) 面接相談のみ・予約不要
和歌山市七番丁 23 番地
和歌山市役所 本庁舎 2F

TEL.073-435-1025

和歌山市男女共生推進課（みらい相談室） 10:00～16:00
(月休み・月が祝日の場合はその次の平日)
和歌山市小人町 29
和歌山市あいあいセンター 5F

TEL.073-431-5528

田辺市男女共同参画センター 9:00～12:00
(土・日・祝休み)
田辺市高雄一丁目 23 番地 1 号
田辺市民総合センター 4F

TEL.0739-26-4919

橋本市人権・男女共同推進室（橋本市女性電話相談） 9:00～13:00
(土・日・祝休み)

TEL.0736-33-8525

法テラス和歌山 9:00～17:00
(土・日・祝休み)
和歌山市九番丁 15 番地
MG ビル 6F

TEL.0503383-5457

和歌山弁護士会 和歌山市四番丁 5
※要予約

TEL.073-422-4580

公益社団法人紀の国被害者支援センター ●月～土…10:00～17:00
和歌山市雑賀屋町 1 番地
和歌山県土地改良会館 5F

TEL.073-427-1000

和歌山家庭裁判所・和歌山地方裁判所 8:30～17:00
※裁判所の手続きに
ついての相談
和歌山市二番丁 1

TEL.073-422-4191

緊急時は 110 番・最寄りの警察署一覧

被害者と子供の安全を最優先しましょう！

- 被害者や子供の安全がおびやかされた時は、110番通報しましょう。
警察による DV の防止と保護が法律で決められています。
- けがをした場合は病院に行って、診断書をとっておきましょう。
- 暴力の証拠となるメモ・写真をとっておきましょう。

とにかく緊急時には 110 番へ

和歌山県警察本部警察相談課

和歌山市小松原通一丁目 1 番地 1
24 時間対応

TEL.073-432-0110 #9110 (短縮)

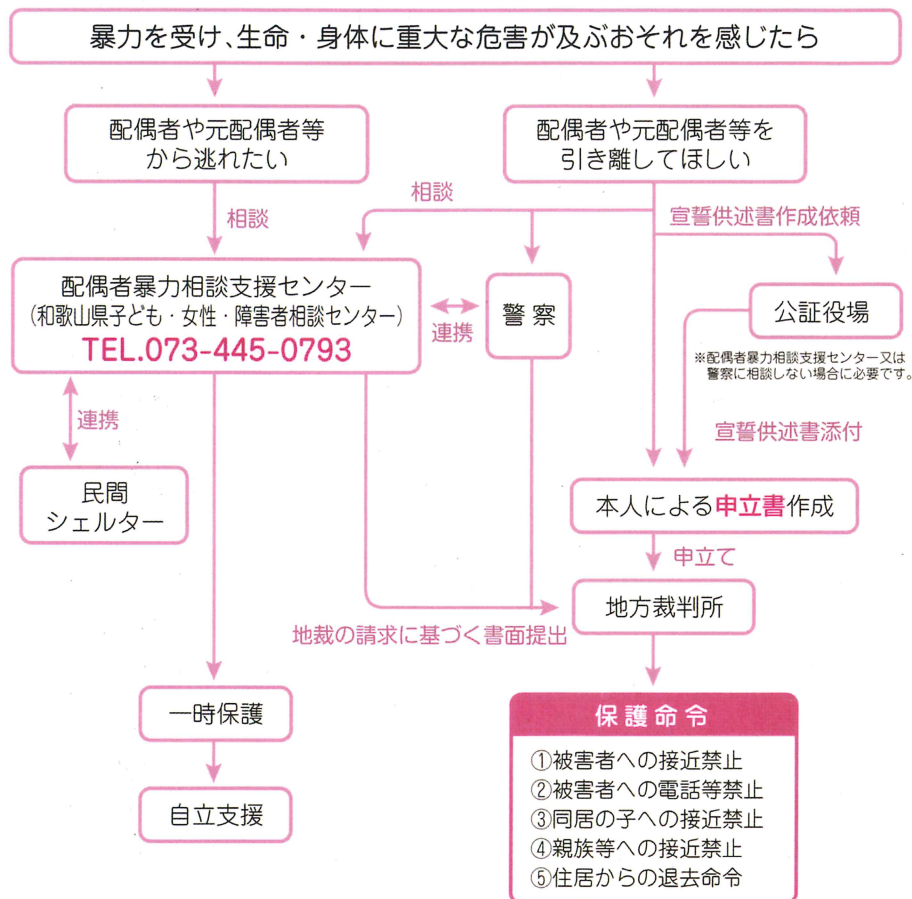
警察署名	連絡先	所在地
橋本警察署	TEL.0736-33-0110	橋本市市脇四丁目 2 番 2 号
かつらぎ警察署	TEL.0736-22-0110	伊都郡かつらぎ町大字中飯降 1150 番地の 1
岩出警察署	TEL.0736-63-0110	岩出市高塚 198 番地の 1
和歌山東警察署	TEL.073-475-0110	和歌山市栗栖 686 番地 7
和歌山西警察署	TEL.073-424-0110	和歌山市吹上一丁目 6 番 30 号
和歌山北警察署	TEL.073-453-0110	和歌山市松江北二丁目 1 番 41 号
海南警察署	TEL.073-482-0110	海南市日方 1294 番地 24
有田警察署	TEL.0737-83-0110	有田市宮崎町 265 番地
湯浅警察署	TEL.0737-64-0110	有田郡湯浅町大字栖原 184 番地 2
御坊警察署	TEL.0738-23-0110	御坊市湯川町財部 237 番地 1
田辺警察署	TEL.0739-23-0110	田辺市上の山一丁目 2 番 15 号
白浜警察署	TEL.0739-43-0110	西牟婁郡白浜町 2926 番地の 82
串本警察署	TEL.0735-62-0110	東牟婁郡串本町串本 2114 番地
新宮警察署	TEL.0735-21-0110	新宮市新宮 2330 番地の 9

DV 防止法

(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律)

～DV から身を守る法律～

配偶者や元配偶者、同居中の交際相手からの暴力の被害者を守るための法律です。暴力が生命や身体に重大な危害をもたらすおそれがあるとき、被害者の申し立てを受け、裁判所が加害者に対して保護命令(被害者・子供などへの「接近禁止命令」、自宅からの「退去命令」)を発することなどを定めています。



ひとり親家庭に関する福祉

自立を支援する公的制度を紹介します。ただし、ここにあげる制度は、個々の状況により活用できない場合がありますので、詳しくは各機関にお問い合わせください。
*お問い合わせの際は、事情を説明して担当者の協力を求めてください。

1 生活資金

貸付

●母子父子寡婦福祉資金の貸付

…各振興局健康福祉部・各市町村役場

●生活福祉資金の貸付

…和歌山県社会福祉協議会
各市町村社会福祉協議会

手当等

●生活保護

収入の見通しがなく、病気などですぐに仕事に就けない場合には、生活保護を申請することができます。
…各福祉事務所・市町村役場

●児童扶養手当

18歳未満(一定の障害がある場合は20歳未満)の子供を養育している母子家庭の母・父子家庭の父等が支給対象です。離婚が成立していなくても認められる場合があります。
…各市町村役場

2 医療

●健康保険の加入

…各市町村役場・各社会保険事務所

●ひとり親家庭医療費助成

健康保険に加入していることが条件で、自己負担分が無料になります。
…各市町村役場

3 住居

●県営住宅

…和歌山県建築住宅課 (073-441-3210)
…和歌山県住宅供給公社 (073-425-6885)
各振興局建設部・各市町村役場

●市町村営住宅

…各市町村役場

●母子生活支援施設 ※母子家庭のみが利用できます。

母親とその子供（原則として18歳未満）が住まいとして利用できます。
…各振興局健康福祉部・各市町村役場

【住民票】加害者から離れ新しい生活を始めるときの「住民票の異動」については、
担当者に事情を説明し、良い方法を相談してください。

4 仕事

●就業・自立支援センター (073-452-2700)

就業相談、資格取得のための講習会、就業情報の提供などを行っています。
…和歌山県母子寡婦福祉連合会 (073-452-2711)

●訓練手当

ハローワークが行っている職業訓練中に手当が受けられます。
…各公共職業安定所（ハローワーク）

●自立支援給付金事業

就業に役立つ講座や、資格取得のための受講に対して支給金が受けられます。
…各振興局健康福祉部・各市町村役場

5 子育て支援

●保育料の減免

●短期入所生活援助（ショートステイ事業）

一時的に子供の養育が困難になったときに一定期間預けることができます。

●夜間養護（トワイライトステイ事業）

夜間または休日の保護者不在時に生活指導や食事の提供を行います。

●放課後児童健全育成事業（学童保育）

昼間保護者のいない小学生に適切な活動の場を提供します。

●特別保育事業

通常より長時間の保育や、一時保育を実施している保育所があります。
…各市町村役場

●ひとり親家庭日常生活支援事業

日常生活や育児に困った時に支援員を派遣します。
…各市町村役場

●ひとり親家庭等特別相談事業

親権や養育費用など複雑で専門的な問題について、弁護士による相談を受けることができます。
…各振興局健康福祉部

【仮入学】住民票を移さなくても入学できます。

元の学校及び転校先の学校に相談してください。

おわりに（編集後記）

DVは人間の尊厳に関わる人権問題です。

ひとりでも多くの方々にこの冊子をご覧いただき「夫・恋人からの暴力」
がなくなることを願ってやみません。



和歌山県男女共同参画センター りっぶる

〒640-8139 和歌山市手平 2 丁目 1-2 県民交流プラザ 和歌山ビッグ愛 9 階

電話 073-435-5245

FAX 073-435-5247

E メール e0315011@pref.wakayama.lg.jp

開館時間 火～土曜日 9:00～21:00

日曜日 9:00～17:30

休館日 毎週月曜日、国民の休日(祝日)、年末年始(12/29～1/3)



2020 年 2 月印刷



この印刷物は地球環境に優しい再生紙、
植物油インキを使用しています。